



秋田県知事選挙は 4月12日(日) 7時～19時



忘れずに投票しましょう!

「一人一人の一票で 拓ひらけ秋田の新時代」

投票出来るかた

1 満20歳以上のかた(平成元年4月13日以前に生まれたかた)

2 平成20年12月25日までに転入の届け出をしたかたで、引き続き大館市に住んでいるかた
12月26日以降に県内の他市町村から転入したかたは、転入前の市町村で投票することになります。

この場合、引き続き県内に住

所を有する旨の証明書または住民票の写しの提示が必要です。

転入前の市町村の選挙管理委員会に手続きして、大館市で不在者投票をすることも出来ます。

当日は、投票所名を確認し、投票所入場券を持参のうえ、投票所にお越しください。

投票所入場券を紛失した場合は、投票所で再発行しますので、受付に申し出てください。

投票所が変わりました

【有浦投票区】

東中学校柔剣道場

↓有浦児童会館遊戯室

【南ヶ丘投票区】

狐台集会所

↓狐台コミュニティセンター

【小泉投票区】

比内公民館小泉分館

↓小泉交流センター

期日前投票

投票日に、仕事や旅行などで投票所に行けないかたは、事前に投票出来る「期日前投票」をご利用ください。

とき 3月27日(金)～4月11日(土)
8時30分から20時まで
土・日も投票出来ます。

ところ 市役所 第2会議室
比内地域のかたは比内総合支所、田代地域のかたは田代総合支所でも投票出来ます。

持ち物 投票所入場券【選挙のご案内】

不在者投票

旅行・滞在先での不在者投票

ほかの市区町村に旅行・滞在中のかたは、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票が出来ます。この場合、大館市選挙管理委員会に投票用紙などの請求が必要です。

指定病院・施設での不在者投票

県が指定している病院・施設に入院・入所中のかたで、歩行が困難な場合などは、その病院・施設内で不在者投票が出来ます。

自宅などで(郵便などで)行う不在者投票

身体障害者手帳などを持っている重度の障害のあるかた、または介護保険被保険者証「要介護5」のかたは、自宅で不在者投票が出来ます。この場合、事前に選挙管理委員会に郵便等投票証明書の発行手続きが必要です。

問い合わせ

選挙管理委員会

☎43-7128

4・5月は滞納整理に重点的に取り組みます

毎年4・5月は市税等の滞納整理強化期間として、滞納しているかたには、納期限内に納付しているかたと不公平にならないよう、滞納処分強化に努めていきます。

所得や財産があるにもかかわらず未納している場合は、勤務先・金融機関・官公署などで財産調査をし、債権(給料・年金・預貯金)や不動産・自動車・動産を差し押さえ、動産・自動車・動産は、公売します。

また、税外納付金(水道料金・市営住宅家賃・病院診療費及び各種貸付金返済金など)は、相談無く滞納を放置している場合は、法的措置(訴訟及び支払督促)を取ります。

いずれも、今年度及び過年度分の未納がありましたら、早急に納付をお願いします。

けがや病氣・失業などやむを得ない事情がある場合は、遠慮無くご相談ください。

問 市税等の納付相談

収納課収納係 ☎43-7036

税外納付金の法的措置

特別滞納対策室 ☎43-7028

税外納付金の納付

納付書記載の担当部署